

2024年11月吉日

〈ひろぎん〉iDeCoプランご加入者さま
〈ひろぎん〉iDeCoプランに加入をご検討されている皆さま

株式会社広島銀行

【確定拠出年金法改正】iDeCo の掛金上限額の引き上げ等について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、2024 年 12 月 1 日に改正される確定拠出年金法について、下記の通りご案内いたします。

敬具

記

1. 改正概要

■iDeCo の拠出限度額の見直し

* DC…確定拠出年金、DB…確定給付企業年金

	現行	改訂後
企業型 DC と DB 等の 他制度※1 に加入	月額 55,000 円 – 各月の企業型 DC の 事業主掛金額 《月額 12,000 円が上限》	月額 55,000 円 – (各月の企業型 DC の事業 主掛金額 + DB 等の他制度掛金相当額※2) 《月額 20,000 円が上限》
DB 等の他制度のみに加入 (公務員を含む)	月額 12,000 円が上限	

※1 DB 等の他制度…DB、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金、公務員の退職等年金給付（共済）

※2 DB 等の他制度掛金相当額…DB 等の他制度の給付水準を企業型 DC の事業主掛金に相当する額として算定したもの。

複数の DB 等の他制度に加入している場合は合計額。

■その他事務の取扱い等の見直し

* 脱退一時金支給要件の緩和

DB 等の他制度掛金相当額を反映した結果、iDeCo の掛金を拠出できなくなった場合の脱退一時金支給要件が緩和されます。

* iDeCo 加入時等の事業主証明書の廃止

掛金を個人払込とする場合、勤務先の証明がなく申込が可能となります。

* 掛金年単位拠出の選択可能対象者の見直し

DB 等の他制度へ加入している方は、掛金拠出月や金額を指定すること（掛金年単位拠出）が選択不可となり、毎月定額による払込のみとなります。

（次ページへ続く）

2. 記入様式の改訂に伴う使用期限について

本改正により 2024 年 12 月 1 日から以下の様式（国民年金基金連合会作成）が改訂となります。
現行の様式には使用期限が定められておりますので、お申込みの際はご注意ください。

帳 票 名
個人型年金加入申出書（2022.05）
事業所登録申請書 兼 第 2 号加入者に係る事業主の証明書（2022.10）
第 2 号加入者に係る事業主の証明書（共済組合員用）（2022.10）

現行様式の受付期限（広島銀行到着分）：2025 年 5 月 10 日迄

3. その他ご連絡事項

■ iDeCo ご加入者さまの内、DB 等の他制度に加入されている方について

掛金拠出が毎月定額以外の方は、掛金が一時停止される可能性があります。

- ・現在、掛金を毎月定額以外の方法で拠出されている方は、拠出方法の変更手続きが必要です。
- ・変更手続きが必要となる方については、別途、国民年金基金連合会よりご案内が郵送されておりますので、併せてご確認ください。（毎月定額で拠出されている方には郵送されません。）
- ・なお、ご案内の中では、手続き期限を「10 月末まで」とされていましたが、「12 月 6 日まで」に延期されました。
変更手続きをされない場合、2024 年 12 月分（2025 年 1 月引落）から、iDeCo の掛金が一時停止となります。
一時停止となった期間の掛金は追納ができず、所得控除も受けられませんのでご注意ください。

以 上

《お問い合わせ先》

連絡先／〈ひろぎん〉確定拠出年金コールセンター ☎0120-169-401

受付時間／平日 9:00～17:00 土・日 9:00～17:00

（ただし祝休日（土・日が祝休日の場合は営業）および大晦日・正月 3 日は除く）